

<岩内町既存住宅耐震診断・耐震改修補助金交付について>

○目的

岩内町内にある既存住宅の耐震改修工事等を行う者に対し、その要する経費の一部を助成することにより、既設住宅の耐震改修の促進を図り、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的とする。

○補助対象

□補助の対象となる住宅は、以下の要件すべてに該当するものです。

- 1.昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で、これから耐震診断・耐震改修を行う予定のもの。
- 2.耐震診断・耐震改修を行おうとする者が自ら居住の用に供している住宅で、区分所有の住宅にあつては、管理組合の議決等を経ていること。
- 3.耐震診断及び耐震改修に関して、町内に本社を持つ法人・個人事業者に発注すること。
- 4.建築基準法等に、明らかな法令違反がないこと。

□耐震改修補助に関しては以下の要件も該当することが必要です。

- 6.耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断されたもの。

○補助の対象

□耐震診断の補助額

耐震診断補助金の額は、3 万円を限度とし、補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額(1,000 円未満の端数切捨て)とする。

□耐震改修の補助額

- 1.耐震改修補助金の額は、20 万円を限度とし、補助対象経費の 10%に相当する額とする。ただし、補助対象経費が 300 万円を超える場合には 30 万円(1,000 円未満の端数切捨て)とする。
- 2.租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額
※1 の額の算定に当たっては、当該額からあらかじめ 2 の額を差し引くものとするため、2 で 20 万円の特別控除を受ける場合は、町からの耐震改修補助を受けることが出来ません。
※耐震改修の補助対象経費には実施に伴う付帯工事（外壁、屋根の更新、断熱改修等）に係る経費も含まれます。

※耐震診断の結果、耐震性を満たさないと判断された住宅で、耐震改修計画書・補強後の想定診断表を作成した場合に限り、耐震診断費用に対する助成金を交付します。